

美ら島ゆいまーる寄附金申込書

沖縄県知事 殿

お申込み日 : 年 月 日

郵便番号 _____

ご住所 _____

(ふりがな)
お名前 _____

ご連絡先(ご連絡先は日中に連絡可能な番号等をご記入ください。)

電話番号 _____

FAX番号 _____

e-mail _____

私は、沖縄県の事業を支援するため、次のとおり美ら島ゆいまーる寄附金を申し込みます。

※金額の頭に¥マークを付けてください。

寄附金額		百万	十万	万	千	百	十	円

◆寄附の方法

- 納入通知書(指定金融機関への払込)のみとなります。
※指定金融機関以外での取扱いの場合は、手数料をご負担いただくことになります。
※クレジットカード・マルチペイメントを利用する際は「ふるさとチョイス」からお申し込みをお願いします。

◆ワンストップ特例制度の利用の有無:利用する場合は口に✓を入れて下さい。

- ワンストップ特例制度を利用する。
(マイナンバーが必須となります。詳しくは裏面をご覧ください。)

◆ご意見・ご要望

美ら島ゆいまーる寄附金に関する、ご意見・ご要望がございましたらご記入下さい。

◆お問い合わせ・申込窓口

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県総務部 税務課 課税班
電話 098-866-2101 FAX 098-866-2709
メール aa007005@pref.okinawa.lg.jp

◆注意事項

- 平成28年から寄附者への特産品の贈呈について廃止しました。御理解くださいます様、お願い申し上げます。
- 当申込書にご提供いただきました個人情報は、寄附金の受付業務以外に利用することはありません。
- お申込内容の確認のため、沖縄県総務部税務課からご連絡(電話又はメール)することがありますので、連絡先は必ず1つ以上ご記入ください。

〈ふるさと納税ワンストップ特例を申請する皆様へ〉

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にふるさと納税ワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にふるさと納税ワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ ふるさと納税ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに沖縄県総務部税務課に届け出れば特例が適用されます。

ふるさと納税ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

◎ふるさと納税ワンストップ特例の申請方法

ワンストップ特例を希望される場合は、申込書表面の「ワンストップ特例を利用する」にチェックを入れてください。沖縄県から、納入通知書と合わせて、申請書を送付します。申請書と下記の①から③のいずれかの書類の写しを必ず同封のうえ、沖縄県総務部税務課に提出して下さい。マイナンバーが確認出来ない場合、税額控除が受けられない場合があります。

- ① マイナンバーカード（両面）
- ② 通知カード（記載情報と現況に相違のないもの）と運転免許証（両面）
- ③ マイナンバーの記載された住民票と運転免許証（両面）